# 給水装置材料指定事務取扱要綱

（目　的）

第１条　この要綱は、新潟市給水条例第１３条第１項に規定する配水管の取付口から水道メーターまでの給水装置に用いようとする材料（以下「給水装置材料」という。）の指定に関する細目を定めることを目的とする。

（指定品の範囲）

第２条　給水装置材料は、災害防止並びに漏水時及び災害時の緊急工事を円滑かつ効率的に行うこと、並びに新潟市の特殊性及び施工方法等を考慮して、「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」（平成９年厚生省令第１４号。以下「基準省令」という。）に適合しているものの中から、新潟市水道事業管理者（以下「管理者」という。）が指定する。ただし、呼び径が５０ミリメートル以上のもの、呼び径が５０ミリメートル以上のものに附属して設置する覆（水道メーター覆を除く。）並びに筐、及び水道メーターはこの要綱における指定の範囲から除くものとする。

（適用範囲）

第３条　前項の規定により指定を受けた給水装置材料（以下「指定材料」という。）を使用する工事の範囲は、すべての給水装置工事（新設工事、修繕工事及び仮設工事を含む。）とする。

（指定申請）

第４条　給水装置材料について、第２条の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を添えて管理者に申請するものとする。ただし、管理者が、日本工業規格又は日本水道協会規格（その他の団体規格を含む。）を指定した場合は、この限りでない。

(1)　給水装置材料指定申請書

(2)　基準省令に適合することを証明する資料（第三者認証品の場合は、認証登録の写し。）

（参考資料の提出）

第５条　管理者は、指定の参考とするため、次に掲げる事項の書類の提出を申請者に求めることができる。

(1)　使用している部品の構造及び材質を表すもの、並びに組立図

(2)　基準省令に規定されている以外の性能を示す資料

(3)　見本品

（事務の所管）

第６条　指定に係る事務は給水装置課が所管する。

２　指定についての内容審査は給水装置課で行い、審査の結果、指定が適当であると判断されたものについては、管路課、中央工事事務所、秋葉工事事務所、北工事事務所、西蒲工事事務所との合議に付すものとする。

３　前項の合議で判断することが困難な場合は、必要とする関係課との協議をすることができる。

（限定指定）

第７条　給水装置材料の耐久性及び施工性などの検証を目的として、工事場所を限定して給水装置材料を指定することができる。

２　前項の規定による指定の事務は、当該工事を所管する課において行う。

（指定の取消）

第８条　施工方法の変更又は指定材料が基準省令に適合していないと判断される相当の理由が生じたときは、指定を取り消すものとする。

２　指定の取消にあたっては、第６条の全項を準用する。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成９年１０月１日より施行する。

（旧要綱の廃止）

２　平成９年９月３０日をもって、「給配水工事使用材料承認委員会要項」は廃止する。

（既承認材料の取扱）

３　この要綱の施行日前にすでに承認されたものは、この要綱により指定されたものとみなす。

附　則

この要綱は、平成１８年１月２７日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１９年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２３年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２５年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２５年１０月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和元年５月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

（様式－１）指定申請書

年　　月　　日

新潟市水道事業管理者
水道局長　　様

申　請　者
住　　所
連絡先（電話番号）
担当者の所属及び氏名

給水装置材料指定申請について

下記の材料について、給水装置指定材料事務取扱要綱に基づき新潟市水道局の給水装置材料として指定していただきたく申請いたします。

記

製品名

型番又は品番

自己認証品又は第三者認証の区別　　自己認証品　　第三者認証品
（認証機関名）

添付書類
（自己認証品の場合は構造及び材質の基準に適合することを証明する書類、第三者認証品の場合は認証登録の写しを必ず添付すること。）